総合計画と分野別計画(部門計画)の関係

南アルプス市総合計画策定条例

(位置付け)

第3条 総合計画は、本市の最上位計画とし、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定をし、 又は変更をするに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。



